

最高裁秘書第3372号

令和4年11月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所が、法務省に対し、司法研修所検察教官の推薦を依頼した際の文書（直近の事例に関するもの）

(2) 苦情の申出がされた日

3月31日付け（4月4日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第22号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）